

中山間地域所得確保対策実施要領

制定 令和3年1月28日付け2生産第1917号
令和3年1月28日付け2農振第2613号
農林水産省生産局長通知
農村振興局長通知

改正 令和3年12月20日付け3農産第2163号
3畜産第1292号
3農振第2013号

改正 令和4年12月12日付け4農振第2194号

第1 趣旨

中山間地域所得確保対策の実施については、中山間地域所得確保対策実施要綱（令和3年1月28日付け2農振第2612号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

第2 対象事業の内容

対策の対象事業の内容は、次のとおりとする。

1 中山間地域所得確保推進事業

中山間地域所得確保推進事業（以下「推進事業」という。）は、所得確保計画の策定又は策定された所得確保計画の見直し（当該所得確保計画の策定又は見直しをした年度と同一年度内の見直しを除く。）をし、戦略的に生産から販売まで取組むことにより所得の増加を目指すもので、内容は次のとおりであり、アからエまでは選択項目、オ及びカは必須項目とする。事業実施主体及び実施要件等は、別紙1において定めるものとする。

なお、所得確保計画の見直しは、事業完了後の計画期間内において、成果目標の達成が困難と認められる場合に限り行うことができるものとする。

- ア 国内市場、海外市場に関するマーケット調査
- イ 消費者に対する消費動向調査
- ウ 農産物生産・加工、流通、販売に関する現状の調査、分析
- エ 高収益作物導入などの生産から販売までの戦略検討
- オ 所得確保計画の策定又は見直し
- カ 所得確保計画の実践（計画初年度又は計画見直し年度の取組）

2 関連事業

関連事業として実施できる事業は次のとおりとし、その事業実施主体及び要件等は、各事業の実施要綱等に定めるところによるものとする。

- (1) 水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進（T P P 関連農業農村整備対策実施要綱（平成28年1月20日付け27農振第1792号農林水産事務次官依命通知）

- 第2の2の事業をいう。)
- (2) 産地生産基盤パワーアップ事業（産地生産基盤パワーアップ事業交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。)
 - (3) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）（畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。)
 - (4) 鳥獣被害防止総合対策（鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3農振第2333号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。)

第3 事業実施計画

1 実施要綱第3の農村振興局長等が別に定める様式は、次に定めるものとする。

- (1) 実施要綱第3の1の(1)の規定による事業実施計画は別記様式第1号
- (2) 実施要綱第3の1の(1)の規定による申請は別記様式第2号、第3号
- (3) 実施要綱第3の1の(4)の規定による決定は別記様式第4号
- (4) 実施要綱第3の1の(6)の規定による報告は別記様式第5号

2 事業実施計画の変更

実施要綱第3の2の重要な変更とは、事業実施計画の区域内の農用地面積の10%以上の変更（ただし、面積の増減が10haに満たないときは除く。）、推進事業の事業費の20%以上の変更とする。

重要な変更該当しない変更を行う場合は、別記様式第6号により農林水産省農村振興局長、地方農政局長又は内閣府沖縄総合事務局長（以下「地方農政局長等」という。）へ報告するものとする。

3 事業実施計画の廃止

事業実施計画を廃止する場合は、別記様式第7号により地方農政局長等へ報告するものとする。

第4 中山間地域所得確保計画

1 中山間地域所得確保計画に記載する内容

実施要綱第4の中山間地域所得確保計画（以下「所得確保計画」という。）に記載する内容は、以下のとおりとする。

- (1) 対象となる区域の現状
- (2) 課題と対応方針
- (3) 事業の成果に関する目標及び目標年度
- (4) 推進体制
- (5) 実施事業
- (6) その他事業実施に必要な事項

2 所得確保計画の様式

所得確保計画の様式については、別紙2に定めるところによるものとする。

ただし、1の(1)から(6)までに掲げる所得確保計画に記載するものとされている

る内容が第2の2の関連事業において策定される計画に全て含まれている場合にあっては、当該計画を所得確保計画とみなすことができるものとする。

第5 所得確保計画における成果目標及び目標年度の設定

第4の1の所得確保計画の策定に際しては、計画期間、成果目標及び目標年度を定めるものとする。

1 計画期間

計画期間は最大3年間とする。ただし、所得確保計画の見直しを行う場合は、見直しをした当該年度から最大3年間とすることができる。

2 成果目標

次のいずれかを所得の確保の効果に係る成果目標として設定する。ただし、所得確保計画の見直しを行う場合は、成果目標の見直しも可能とする。

(1) 販売額の10%以上の増加（投入コストを考慮した上、所得額の増加割合を10%以上増加）

(2) 流通・加工コストの10%以上の削減

なお、実施要綱第2の3の(2)の農村振興局長等が別に定める場合とは、海外輸出に取り組む場合とする。

3 目標年度

目標年度は、計画完了年度の翌年度とする。

4 推進事業において、第2の1の「オ 所得確保計画の策定又は見直し」を行った後に、「カ 所得確保計画の実践」に取り組んだ結果を踏まえ、事業完了までに所得確保計画を確定するものとする。

第6 事業完了の報告

1 事業実施主体は、事業実施計画に基づく全ての事業が完了した時は、別記様式第8号により、全ての事業が完了した年度の翌年度の、事業実施主体が都道府県であるときは6月末までに地方農政局長等に、事業実施主体が市町村であるときは5月末までに都道府県知事に事業実施完了報告書（所得確保計画を含む。）（以下「報告書」という。）を提出するものとする。事業実施主体が農業者団体等であるときは4月末までに市町村長に、報告書を提出し、市町村長は報告書を確認し、取りまとめて5月末までに都道府県知事に提出するものとする。

2 都道府県知事は、1により提出を受けた報告書を確認し、取りまとめて6月末までに地方農政局長等に提出するものとする。

3 地方農政局長等（農村振興局長は除く。）は、1及び2により提出された報告書を取りまとめて農村振興局長に報告するものとする。

4 報告を受けた都道府県知事及び地方農政局長等は、必要があると判断したときは、追加書類又は現地立会等によりその内容を確認するものとする。

第7 事業評価

所得確保計画に定められた成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価

を行うものとする。所得確保計画を見直した場合は、見直し後の所得確保計画について事業評価を行うものとする。

- 1 事業実施主体は、所得確保計画に定めた内容を実践し、成果目標の達成状況について計画完了年度の翌年度まで毎年度、次に定めるところに従い、自ら評価を行い、その結果を翌年度の6月末までに、別記様式第9号により、事業実施主体が都道府県であるときは地方農政局長等に、事業実施主体が市町村であるときは都道府県知事に報告するものとする。事業実施主体が農業者団体等であるときは5月末までに市町村長に報告し、市町村長は報告書を確認し、取りまとめて6月末までに都道府県知事に提出するものとする。
- 2 都道府県知事は、1により報告を受けた場合は、その内容を点検評価し、その結果を当該年度の8月末までに、別記様式第10号により地方農政局長等に報告するものとする。
- 3 都道府県知事は、計画完了年度の翌年度報告分については、2により点検評価を実施した結果、所得確保計画に定められた成果目標が達成されていない場合には、事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、改善状況を報告させるものとする。
- 4 地方農政局長等は、1又は2により都道府県知事からの報告を受けた場合は、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催して成果目標の達成度等の点検評価を行い、必要に応じこの評価結果を踏まえ、都道府県知事を指導するものとする。
また、地方農政局長等（農村振興局長は除く。）は、当該評価結果を農村振興局長に報告するものとする。
- 5 地方農政局長等は、計画完了年度の翌年度報告分については、4により点検評価を実施した結果、所得確保計画に定められた成果目標が達成されていない場合には、別記様式第11号により都道府県知事に対して改善措置を行うよう指導するものとする。
- 6 都道府県知事は、5により地方農政局等から改善措置を求められた場合は、別記様式第12号により地方農政局長等に対して改善状況等を報告するものとする。
- 7 農村振興局長は、4による点検評価の結果を踏まえ、本事業の関係者以外の者の意見も聴取しつつ、次年度以降の施策に反映させるものとする。
- 8 計画完了年度の翌年度報告分の事業評価については、原則として評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。

第8 交付決定前の着手

- 1 推進事業の着手は、原則として、国からの交付決定通知を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届を提出するものとする。
- 2 交付決定前着手届の様式は別記様式第13号に定めるところによるものとする。

第9 助成

- 1 国は、予算の範囲内において、事業実施主体に助成するものとする（事業実施主体が市町村であるときは、都道府県を通じて助成することができるものとする。）。このほか、別紙1に定めるところにより助成するものとする。

2 国は、事業実施計画又は所得確保計画に位置付けられた関連事業について、優先的な採択又は配分を行うものとする。

附 則

この要領は、令和3年1月28日から施行する。

附 則

この通知は、令和4年12月12日から施行する。

別紙 1（中山間地域所得確保推進事業に係る運用）

第 1 事業の内容

実施要領第 2 の 1 に定める中山間地域所得確保推進事業（以下「推進事業」という。）による交付金の交付対象事業は、所得確保計画の策定・実践及び見直し・実践する事業とし、具体的な内容は別表に掲げる取組とする。なお、これらの取組の実務に当たっては、外部人材も活用できるものとする。

第 2 事業実施主体

推進事業の実施主体は、都道府県、市町村、地域協議会（構成員として市町村を含み、次に掲げる事項を定めた規約等について、各構成員が同意した団体をいう。）又は農業者団体等（次に掲げる事項を定めた規約等を有する団体をいう。）とする。なお、所得確保計画の見直しを行う場合の事業実施主体は、見直し前の事業実施主体と同一の主体とする。

- 1 目的
- 2 構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲
- 3 意思決定方法
- 4 解散した場合の地位継承者
- 5 事務処理及び会計処理の方法
- 6 会計監査及び事務監査の方法
- 7 その他運営に関して必要な事項

第 3 実施要件

推進事業は、実施要綱第 2 の 3 の（2）に規定する所得確保計画の区域（以下「計画区域」という。）を対象に実施するものとし、計画区域内の受益者数が農業者 2 者以上であり、かつ可能な限り計画区域内の認定農業者を含めるよう努めるものとする。なお、計画区域の存する市町村は、構成員とならない計画区域内の認定農業者に対しては推進事業で得られる知見・結果等が裨益されるよう情報の共有・周知を図ること。

実施主体が農業者団体等であるときは、計画区域の存する市町村の指導及び助言を踏まえた上で事業実施計画を作成することとする。

第 4 助成

国は、予算の範囲内において、1 地区当たり 500 万円以内を実施要綱第 2 に定める事業実施主体に助成するものとする。

なお、助成対象となる経費は下表のとおりとする。

区 分	経 費
1 人件費	臨時に雇用される事務補助員等の人件費 (人件費の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)」により行うこと。)
2 報償費	謝金
3 旅費	普通旅費及び特別旅費(委員等旅費、研修旅費及び日額旅費)
4 需用費	消耗品費、車輛燃料費、印刷製本費等(会議費は助成の対象外)
5 役務費	通信運搬費、手数料、筆耕・翻訳費、広告料等
6 委託料	調査及びコンサルタント等の委託料等
7 使用料及び賃借料	会場、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
8 備品購入費	施策の実施に最低限必要な事業用機械器具等の購入費(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表等による耐用年数(以下単に「耐用年数」という。)が3年以下のものに限る。)
9 報酬	委員手当、技術員手当(給料、職員手当等(退職手当を除く。))
10 共済費等	共済組合負担金、社会保険料、損害保険料等
11 補償費	借地料等
12 資材等購入費	施策の実施に必要な資材購入費、調査試験用資材費等(耐用年数が3年以下のものに限る。)
13 機械賃料	作業機械、機材等賃料経費等
14 研修手当	実践研修に要する経費の手当

第5 その他

- 1 推進事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ることなどにより、推進事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。
- 2 市町村が事業実施主体である場合には、都道府県知事は、市町村に対し、推進事業の適正かつ円滑な推進のために必要な情報交換、連携・調整及び技術的な助言・指導等を行うものとする。
- 3 推進事業の実施に当たっては、事業実施主体は、可能な限り事業費単価の低減に努めるとともに、契約の手續等の公正性及び透明性を図るものとする。

別表 アからエまでは選択項目、オ及びカは必須項目。

取組	具体的な内容	補助率
ア マーケット調査(国内市場・海外輸出)	<ul style="list-style-type: none"> ・国内市場、海外市場に関する調査(事業着手前に、ターゲットとするマーケット(国内市場、海外輸出)、具体的な地域を設定) <ul style="list-style-type: none"> - 国内市場での取扱品目や販売量等に関する情報収集(ターゲット市場への訪問調査、公表資料収集等) - 貿易に関する情報収集(公表資料収集等) - 海外市場に関する情報収集※(ターゲット国・市場の情報収集等) 等 ※JETRO(日本貿易振興機構)等、輸出支援機関・企業との連携を検討すること。 	定額助成
イ 消費者動向調査	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者アンケート調査 <ul style="list-style-type: none"> - 国内のターゲット市場を利用している消費者を対象とした利用頻度、購入品目・量等の消費動向に関するアンケート調査 ・モニター調査 <ul style="list-style-type: none"> - 国内のターゲット市場を利用している消費者を対象に計画区域で生産・加工している又は生産・加工を試験的に行っている農産加工品に関するモニター調査 - 海外のターゲット市場を利用している消費者の消費傾向(経済的な階層、購入品目・量、輸出を検討している農産品に関する嗜好性の有無等)に係るモニタリング調査 等 ※JETRO(日本貿易振興機構)等、輸出支援機関・企業との連携を検討すること。 	
ウ 生産・加工・流通・販売現状分析	<ul style="list-style-type: none"> ・フードチェーン調査 <ul style="list-style-type: none"> - 計画区域における、生產品目・数量・出荷実績、加工品目・数量・生産能力・出荷実績、流通ルート・流通量、販売先・販売量、加工・流通・販売に関わる関係企業数等に関する実態調査 ・フードチェーン分析 <ul style="list-style-type: none"> - 上記調査結果、ア及びイを踏まえたスマートフードチェーンの構築を含む生産から販売までの現行体制の分析、見直し検討 等 	
エ 生産・販売戦略の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・目標の設定 <ul style="list-style-type: none"> - 計画区域における、販売額や生産額の増加による所得確保の目標額を設定 ※コスト削減による所得確保の場合、加工機械の能率 	

	<p>アップや流通の見直しによる輸送コスト削減等、具体的に経費の支出を伴っている項目を削減する場合に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売経路、方法の設定 <ul style="list-style-type: none"> - 生産品(加工品)の販売経路(輸送方法も含む。)及び販売チャンネルを設定 ・購買ターゲット(顧客)の設定 <ul style="list-style-type: none"> - 生産品(加工品)の購買ターゲット(顧客)を具体的に設定 ・購買ニーズの分析 <ul style="list-style-type: none"> - 購買ターゲット(顧客)のニーズを分析 ・生産品目の検証・設定 <ul style="list-style-type: none"> - 購買ニーズを踏まえた生産品目及び加工品目の検証・見直し 等
<p>オ 所得確保計画の策定又は見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生産～収穫計画 <ul style="list-style-type: none"> - 設定した生産品目及び加工品目に関する生産から収穫までの計画を検討 ・集出荷、販売計画 <ul style="list-style-type: none"> - 収穫品目の集出荷及び販売計画を検討 ・所得確保計画の策定又は見直し 等
<p>カ 計画の実践(販路開拓、スマートフードチェーンの構築等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に定めている取組のうち所得確保計画策定年度に予定している取組を実施 <ul style="list-style-type: none"> - 高収益作物の導入 - スマートフードチェーン構築に向けた関係者との協議・調整 - 販路開拓 等 ※海外市場の場合、JETRO(日本貿易振興機構)等、輸出支援機関・企業との連携を検討すること。

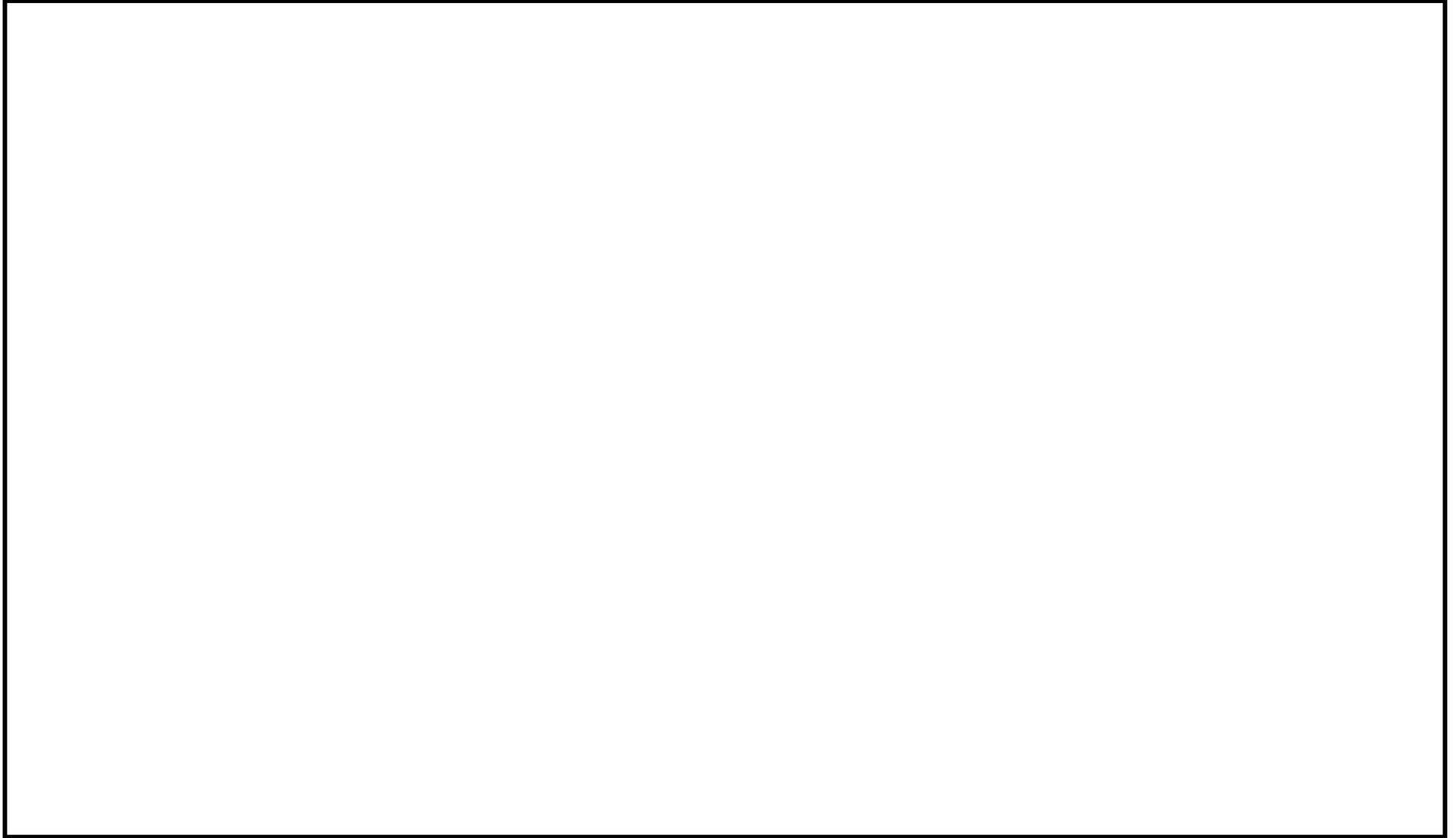
中山間地域所得確保計画

〇〇地区

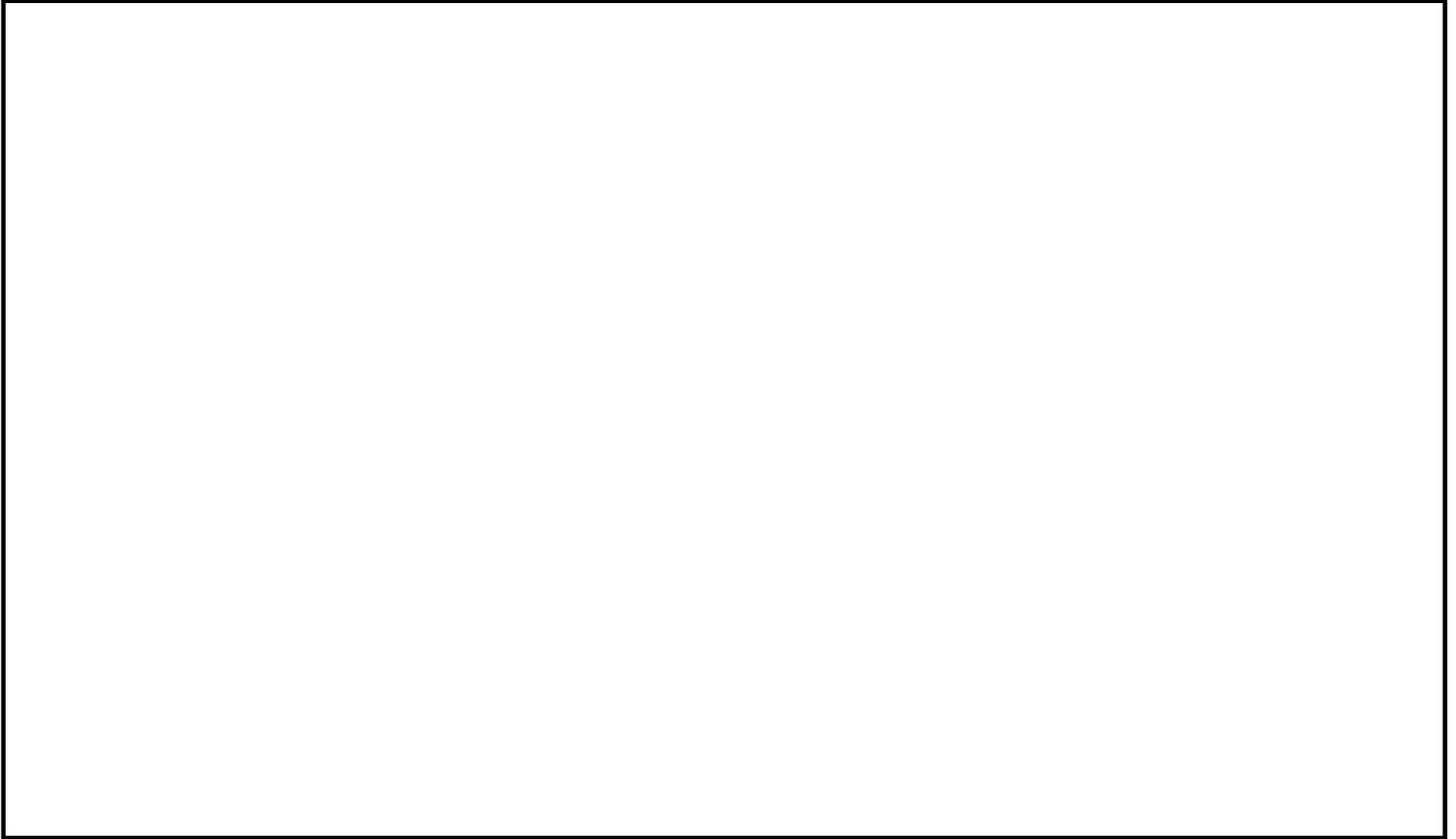
令和〇年〇月

〇〇県〇〇市

I. 対象となる区域の現状

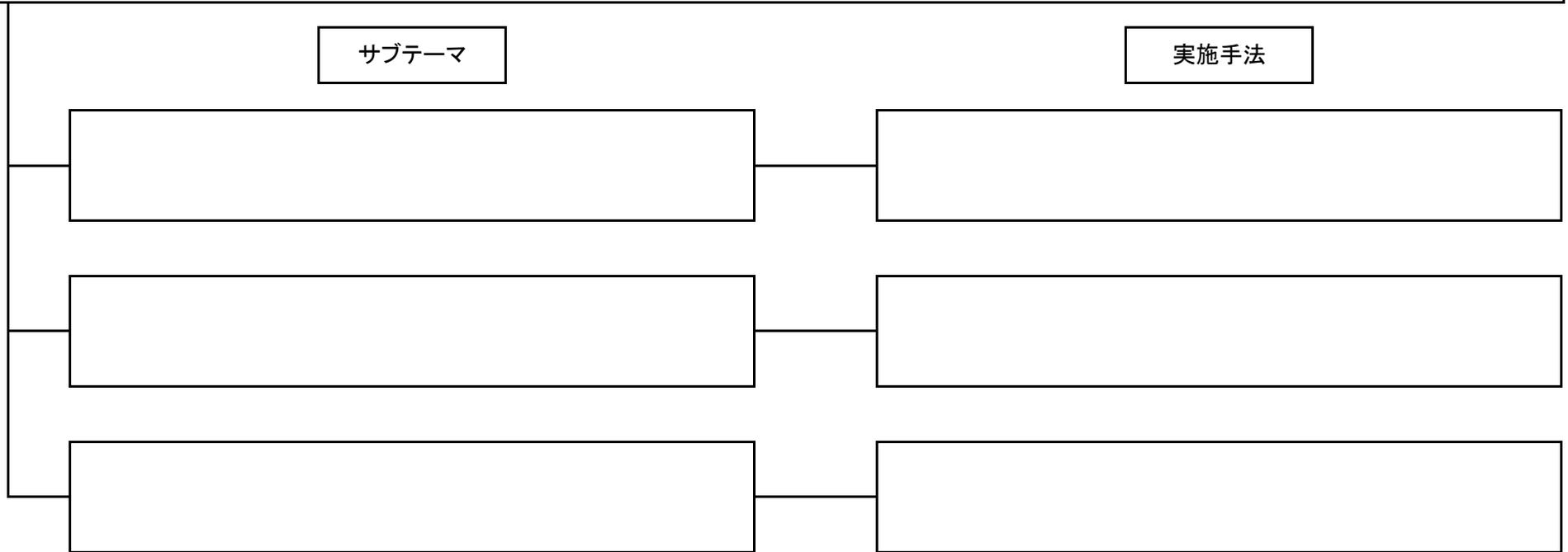


Ⅱ. 課題と対応方針

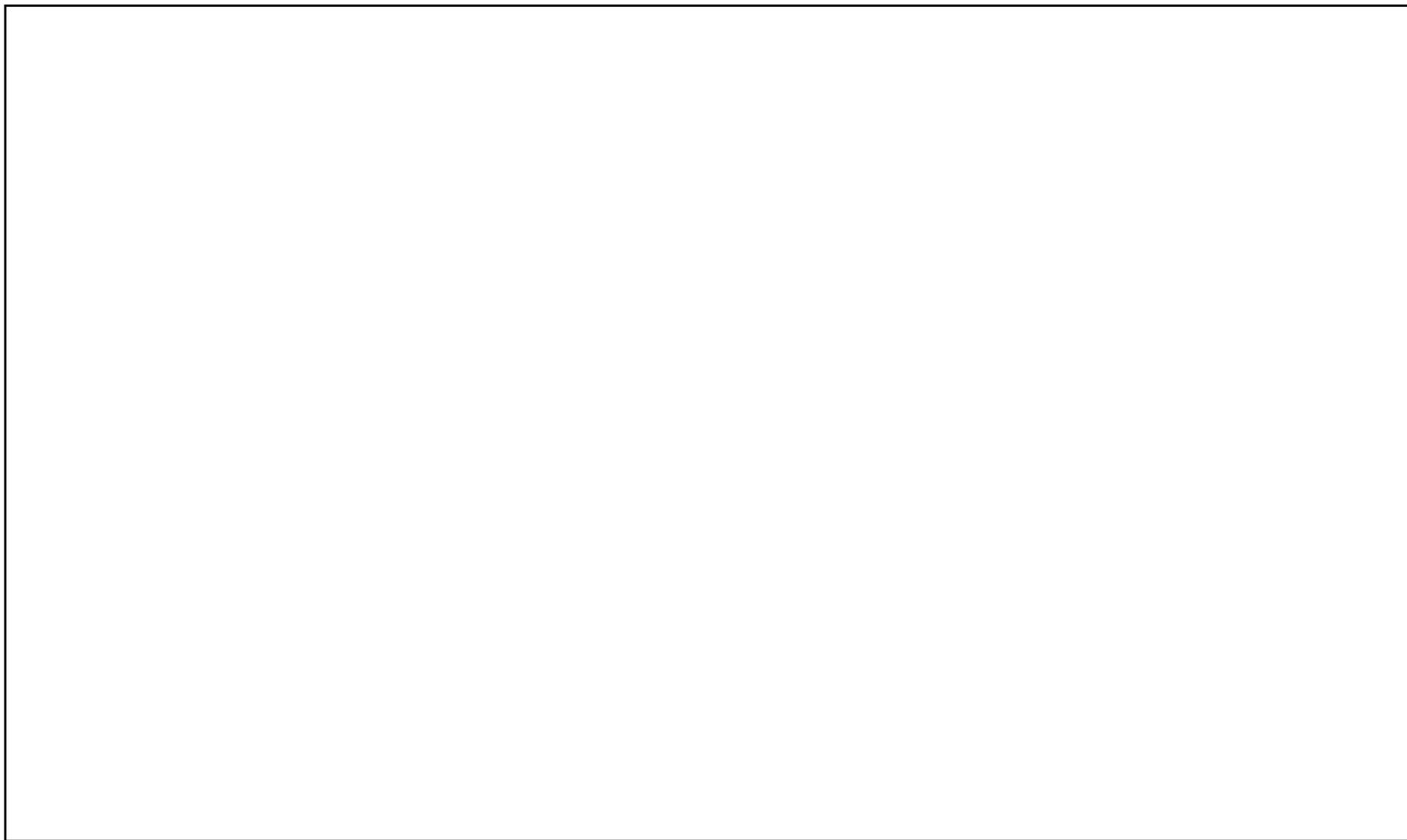


Ⅲ. 成果目標及び目標年度

成果目標及び目標年度
<把握手法>



IV. 推進体制



V. 実施事業

所得確保に向けた展開方向

--

1. 関連事業

【計画期間: 令和○年度～令和○年度】

番号	本計画							(参考)全体事業						
	事業内容	事業実施主体	事業量	対象となる農用地面積 (ha)	当該年度予算		着工年度	完了年度 (予定)	着工年度	完了年度 (予定)	事業量	対象となる農用地面積 (ha)	事業費 (百万円)	国費 (百万円)
					事業費 (百万円)	国費 (百万円)								

2. その他事業

番号	事業内容	事業実施主体	実施時期

注: 必要に応じて、各事業毎に資金計画書等を添付すること。

VI. その他事業実施に必要な事項

A large, empty rectangular box with a black border, occupying most of the page below the section header. It is intended for the user to provide details regarding other business implementation requirements.

新規 見直し

事業実施計画

1) 中山間地域所得確保推進事業

地区名	事業実施主体名	計画区域の所在地 (都道府県・市町村名)	指定地域 (要綱第2の3の(1))
計画区域の 農用地面積 (ha)	左記のうち主傾斜が1/100 以上の農用地面積 (ha)	主傾斜が1/100以上の 農用地面積割合 (%)	
地域別農業振興計画名 (策定年月日)			
所得確保推進事業に係る 取組内容	取組項目	事業量	事業費 (千円)

2) 所得確保計画を見直す理由

(所得確保計画を見直す場合に記載)

3) 関連事業の概要

関連事業名	事業実施 主体名	事業概要 (内容・事業量)	事業 実施 期間	対象と なる 農用地 面積 (ha)	当該年度 予算		(参考) 全体事業	
					事業費 (百万円)	国費 (百万円)	事業費 (百万円)	国費 (百万円)
			R〇 ~ R〇					

4) 中山間地域所得確保推進事業及び関連事業の概要図

(計画区域及び事業実施箇所等を図示)

注1：各事業の事業量及び事業費の根拠となる資料（積算書、見積書等）を添付すること。

注2：所得確保計画を見直す場合は、見直しが必要となる根拠資料を添付すること。

注3：記載内容の変更の報告は、変更箇所にも二重線を付し変更後の内容を追記すること。

都道府県知事

[地方農政局長] 殿

[北海道にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長]

〇〇市町村長

[〇〇都道府県知事]

中山間地域所得確保推進事業採択申請書（〇〇地区）

別紙の地区について、中山間地域所得確保推進事業を実施したいので、中山間地域所得確保対策実施要綱（令和3年1月28日付け2農振第2612号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（1）の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

（別紙）

1 事業実施計画

注1： [] 内は都道府県知事から地方農政局長等へ申請する場合。

別記様式第3号

番 号
年 月 日

〇〇市町村長

実施主体

中山間地域所得確保推進事業採択申請書（〇〇地区）

別紙の地区について、中山間地域所得確保推進事業を実施したいので、中山間地域所得確保対策実施要綱（令和3年1月28日付け2農振第2612号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（1）の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

（別紙）

1 事業実施計画

〇〇都道府県知事
[〇〇市町村長]^{注1}
[実施主体]^{注2} 殿

地方農政局長
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕
[〇〇都道府県知事]^{注1}
[〇〇市町村長]^{注2}

中山間地域所得確保推進事業採択（不採択）通知書（〇〇地区）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあつたこのことについて、中山間地域所得確保対策実施要綱（令和3年1月28日付け2農振第2612号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（4）に基づく審査の結果、中山間地域所得確保推進事業の実施を採択した（別紙の理由により、採択しないこととした）ので通知します。

（別紙）

1 不採択理由書（不採択の場合のみ添付）

注1： [] 内は都道府県知事から市町村長へ通知する場合。

注2： [] 内は市町村から実施主体へ通知する場合。

別記様式第5号

番 号
年 月 日

農村振興局長 殿

地方農政局長

〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

中山間地域所得確保推進事業の採択結果の報告

中山間地域所得確保推進事業の採択地区について、中山間地域所得確保対策実施要綱（令和3年1月28日付け2農振第2612号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（6）の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

（別紙）

- 1 採択地区一覧
- 2 地区別事業実施計画

〇〇市町村長

[〇〇都道府県知事] 注1

[地方農政局長] 注2 殿

[北海道にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長]

実施主体

[〇〇市町村長] 注1

[〇〇都道府県知事] 注2

事業実施計画の変更に係る届出書（〇〇地区）

令和 年 月 日付けで認定を受けた事業実施計画「〇〇地区」について、下記のとおり変更したので、中山間地域所得確保対策実施要領（令和3年1月28日付け2生産第1917号・2農振第2613号農林水産省生産局長及び農村振興局長通知）第3の2の規定に基づき、届出書を提出します。

記

1. 変更の内容

新	旧

2. 変更理由

〇〇のため

3. 変更日

令和 年 月 日

(別紙)

1 事業実施計画

2 実施要綱第2の1に掲げる推進事業及び関連事業の実施に必要な計画

注1： [] 内は市町村長から都道府県知事へ提出する場合。

注2： [] 内は都道府県知事から地方農政局長等へ提出する場合。

〇〇市町村長

[〇〇都道府県知事] 注1

[地方農政局長] 注2 殿

〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

実施主体

[〇〇市町村長] 注1

[〇〇都道府県知事] 注2

事業実施計画廃止報告書（〇〇地区）

このことについて、中山間地域所得確保対策実施要領（令和3年1月28日付け2生産第1917号・2農振第2613号農林水産省生産局長及び農村振興局長通知）第3の3の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

（別紙）

1 事業実施計画廃止理由書

注1： [] 内は市町村長から都道府県知事へ報告する場合。

注2： [] 内は都道府県知事から地方農政局長等へ報告する場合。

(別紙)

計画策定年度	令和○年度
目標年度	令和○年度
作成年度	令和○年度

事業実施計画廃止理由書

1) 計画の概要

地区名	事業実施主体名	計画区域の所在地 (都道府県・市町村名)	指定地域 (要綱第2の3の(1))
計画区域の 農用地面積 (ha)	左記のうち主傾斜が1/100以 上の農用地面積 (ha)	主傾斜が1/100以上の 農用地面積割合 (%)	
成果目標			

2) 事業実施計画廃止に至った経緯又は理由

--

3) 今後の対応策

--

〇〇市町村長

[〇〇都道府県知事] 注1

[地方農政局長] 注2 殿

〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

実施主体

[〇〇市町村長] 注1

[〇〇都道府県知事] 注2

事業実施完了報告書

このことについて、中山間地域所得確保対策実施要領（令和3年1月28日付け2生産第1917号・2農振第2613号農林水産省生産局長及び農村振興局長通知）第6の1の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

(別紙)

- 1 事業実施完了報告書（〇〇部）
- 2 中山間地域所得確保計画

注1： [] 内は市町村長から都道府県知事へ報告する場合。

注2： [] 内は都道府県知事から地方農政局長等へ報告する場合。

(別紙)

事業実施完了報告書

1) 計画の概要

完了地区名	事業実施主体名	計画区域の所在地 (都道府県・市町村名)	指定地域 (要綱第2の3の(1))
計画区域の 農用地面積 (ha)	左記のうち主傾斜が1/100 以上の農用地面積 (ha)	主傾斜が1/100以上の 農用地面積割合 (%)	

2) 事業実施状況

単位：千円

成果目標	現状値	目標値
① 販売額		
② 流通・加工コスト		

注1：現状値及び目標値は、所得確保計画の数値を転記すること。

〇〇市町村長

[〇〇都道府県知事] 注1

[地方農政局長] 注2 殿

〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

実施主体

[〇〇市町村長] 注1

[〇〇都道府県知事] 注2

中山間地域所得確保計画事業評価報告書（〇〇地区）

このことについて、中山間地域所得確保対策実施要領（令和3年1月28日付け2生産第1917号・2農振第2613号農林水産省生産局長及び農村振興局長通知）第7の1の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

（別紙）

1 中山間地域所得確保計画事業評価報告書

注1： [] 内は市町村長から都道府県知事へ報告する場合。

注2： [] 内は都道府県知事から地方農政局長等へ報告する場合。

地方農政局長 殿

〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇都道府県知事

中山間地域所得確保計画事業評価報告書（〇〇地区）

このことについて、中山間地域所得確保対策実施要領（令和 3 年 1 月 28 日付け 2 生産第 1917 号・2 農振第 2613 号農林水産省生産局長及び農村振興局長通知）第 7 の 2 の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

（別紙）

- 1 中山間地域所得確保計画事業評価報告書

(別紙)

計画策定年度	令和〇年度
目標年度	令和〇年度
作成年度	令和〇年度

中山間地域所得確保計画事業評価報告書

1) 計画の概要

地区名	事業実施主体名

2) 目標の達成状況

項目	現状値 【取組実施前年度】 (単位:千円)	目標値 【事業完了年度の翌年度】		達成状況 【評価年度】 (単位:千円)
		(単位:千円)	(単位:%)	
①販売額				
②流通・加エコスト				

3) 都道府県の評価

(目標の達成状況に対する都道府県の評価を記載)

4) 目標年度に目標を達成できなかった理由

(自然災害等により、目標年度に目標を達成できなかった場合に記載)

注1: 現状値及び目標値は、所得確保計画の数値を転記すること。

注2: 目標年度の販売額及びコストの算定根拠が分かる資料を参考添付すること。

注3: 自然災害等により、目標年度に目標を達成できなかった場合、3欄にその旨を記載すること。

〇〇都道府県知事 殿

地方農政局長

〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

中山間地域所得確保計画事業評価結果について

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で報告のあつた事業評価報告書について、中山間地域所得確保対策実施要領（令和 3 年 1 月 28 日付け 2 生産第 1917 号・2 農振第 2613 号農林水産省生産局長及び農村振興局長通知）第 7 の 5 の規定に基づき、点検評価した結果、所得確保計画に定められた成果目標が達成されていなかったため、事業実施主体に対し、要因分析をさせ、必要な改善措置を指導されたい。

（別紙）

- 1 中山間地域所得確保計画事業評価 改善対象地区一覧

(別紙)

中山間地域所得確保計画事業評価 改善対象地区一覧

地区名	事業実施主体名	事業概要	計画完了年度

地方農政局長 殿

〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇都道府県知事

中山間地域所得確保計画事業の改善措置に関する報告について

このことについて、中山間地域所得確保対策実施要領（令和 3 年 1 月 28 日付け 2 生産第 1917 号・2 農振第 2613 号農林水産省生産局長及び農村振興局長通知）第 7 の 6 の規定に基づき、改善措置及び改善状況について、関係書類を添えて報告します。

（別紙）

- 1 中山間地域所得確保計画事業改善計画（実績報告）

(別紙)

中山間地域所得確保計画事業改善計画（実績報告）

1 計画地区

地区名	事業実施主体名	計画区域の所在地 (都道府県・市町村名)

2 目標の達成状況(目標が達成できるまで、毎年度更新することとする。)

項目(該当に○) 1 販売額 2 流通・加工コスト

現状値(千円)		達成状況(千円)	
RO年度		目標年度(RO)	
		翌年度(RO)	
		翌々年度(RO)	
増加割合(%)			
目標年度(RO)		目標値	
翌年度(RO)			
翌々年度(RO)			

3 未達成の要因分析(該当する項目全てに○をし、計画時の分析等と実績の差異等を中心に要因を分析して記載すること。)

ア 国内市場、海外市場に関するマーケット調査	
イ 消費者に対する消費動向調査	
ウ 農産物生産・加工、流通、販売に関する現状の調査、分析	

エ	高収益作物導入などの生産から販売までの戦略検討
オ	その他(気象災害等の不測の事態、上記の要因分析では説明できない場合等)

- (注1)アについては、定量調査・定性調査等のマーケット調査結果、生産・販売していく経営資源(商品)のSWOT分析結果や、市場の細分化・有利なターゲット市場の設定・商品のポジショニング設定(STP分析)結果等、計画策定時に実施した市場分析等の結果と実績を比較するなどして記載すること。
- (注2)イについては、商品の「自分らしさ」を活かしたブランド化のためのコンセプト設定、試作品の消費者テスト結果、購買行動に繋げるための表現コンセプト(ネーミング、パッケージデザイン等)の設定やテスト販売等、計画策定時に設定したコンセプトやブランド化の方針が、実際に市場でどの様に受け入れられていたのかを比較するなどして記載すること。
- (注3)ウについては、生産・加工品目に対する市場の評価、流通に対するアクセス性等の評価や販売するターゲット市場の評価等、計画策定時に調査・分析した結果と実績を比較するなどして記載すること。
- (注4)エについては、計画策定時に設定した4P(Product〔製品〕、Price〔価格〕、Place〔流通〕、Promotion〔販売〕)などの生産から販売までの戦略と取組実績を比較するなどして記載すること。
- (注5)オについては、目標未達成の要因が気象災害等の不測の事態の場合、それが生産・販売戦略にどのように影響を及ぼしたのかを分析するなどして記載すること。または、ア～エの要因分析ではなく他の手法による分析が望ましい場合、その分析の内容などを記載すること。

【総括】

[上記の分析結果を踏まえ、未達成の要因を記載。]

4 改善計画(要因分析を踏まえた目標達成のための改善方法及びスケジュールを記載。)

--

〇〇市町村長 殿

[〇〇都道府県知事] 注1

[地方農政局長] 注2

〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体 〇〇

中山間地域所得確保推進事業交付決定前着手届（〇〇地区）

事業実施計画に基づく下記事業について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手したいので、中山間地域所得確保対策実施要領（令和3年1月28日付け2生産第1917号・2農振第2613号農林水産省生産局長及び農村振興局長通知）第8の規定に基づき届出書を提出します。

記

- 1 地区名
- 2 事業メニュー名及び事業量
- 3 事業費
- 4 事業実施主体名
- 5 着手予定年月日
- 6 完了予定年月日
- 7 交付決定前着手を必要とする理由

注1： [] 内は市町村が事業実施主体であり、都道府県知事へ提出する場合。

注2： [] 内は都道府県が事業実施主体であり、地方農政局長等へ提出する場合。

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって事業に損失を生じた場合、当該損失については、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。